

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結持分変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

株式会社トライト

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会決議によって、「内部統制システム基本方針」を定め、当該方針に基づき、以下のように、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、明確な企業理念を掲げるとともに必要な各種社内規程を定め、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
 - ロ. 当社の取締役会は「取締役会規程」に基づき、重要事項について決定するとともに業務執行の監督にあたります。
 - ハ. 法令及び定款に適合した社内規程を管理するための「規程管理規程」に基づき、各部署長は社内規程の適正な運用に責任を負います。
 - ニ. 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保します。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図ります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）については、法令及び社内規程に基づき作成の上、適切に保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保します。
 - ロ. 機密情報、情報セキュリティ及び個人情報について「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」その他必要な社内規程及び体制を整備・運用し、適正な情報管理の確保を図ります。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスクの未然防止・極小化のために、取締役会は、リスクマネジメント活動のモニタリング機能を担う最高機関として、適時適切に情報を把握するとともに、必要に応じ審議を行います。
 - ロ. 損失の危険の管理に関して「取締役会規程」、「職務権限規程」その他必要な社内規程を整備するとともに、継続的なリスクマネジメント活動の改善に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、法令及び定款に適合した「取締役会規程」に従い、経営上の重要事項について決定を行うとともに、業務執行については所定の決裁権限ルールに基づき、業務を担当する取締役・使用人等に執行権限を委譲します。このうち重要なものについては代表取締役社長をはじめとする経営層がメンバーとなる経営会議にて審議・決定を行います。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループ各社の取締役より業務執行状況や重要な経営課題等について定期的に報告を受け、各社の状態把握に努めるとともに必要な対応を図ります。
 - ロ. 「取締役会規程」及び「職務権限規程」に基づき、当社の子会社における重要な業務執行や株主総会における議決権行使については当社取締役会で審議・決定します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が十全の監査を行うために「監査役会事務局」を設置して、補助使用人を置きます。
 - ロ. 補助使用人の人事異動及び人事評価等については、監査役と事前に協議を行います。
 - ハ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役に対して報告を行います。
 1. 当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 2. 当社グループの業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 3. その他法令、定款又は社内規程への違反で重大なもの
 - ロ. 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告を行います。
 - ハ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障します。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合において、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針
監査役の職務の執行に関し必要な費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い、適時適切に行います。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築します。
 - ロ. その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行について
 - イ. 「取締役会規程」その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。
 - ロ. 取締役会を毎月開催し、当事業年度では19回開催しました。取締役会では、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、業務執行取締役、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。
 - ハ. 必要に応じて「職務権限規程」等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。
- ② コンプライアンスに関する取組みについて
 - イ. 個人情報保護について、子会社含め計4社において「プライバシーマーク」を取得して、制度に則った厳正な管理を実施しています。
 - ロ. コンプライアンスに関する取組みについて内部通報窓口を設け、コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止に努めています。

- ハ. 外部通報窓口を設け、社外から寄せられる情報にも注意を払っています。
- 二. 新規取引先や継続取引先については、「反社会的勢力対応マニュアル」に定めるチェックを行い、反社会的勢力に関する情報（属性情報、行為情報、関連情報）がある相手先とは取引は行わないこととしています。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、業務執行に係る重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っています。また、子会社からの業況を経営会議に報告させ、計画等の進捗確認を行うとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき子会社のリスク・コンプライアンス管理を行っています。

また、当社は子会社に対し、監査役及び内部監査室による業務監査を行っています。

連結持分変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計	
2024年1月1日残高	10	17,928	7,989	25,927	25,927
当期利益	—	—	2,917	2,917	2,917
当期包括利益合計	—	—	2,917	2,917	2,917
剰余金の配当	—	△1,000	—	△1,000	△1,000
所有者との取引額合計	—	△1,000	—	△1,000	△1,000
2024年12月31日残高	10	16,928	10,906	27,845	27,845

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	4社
・主要な連結子会社の名称	株式会社トライトキャリア 株式会社トライトエンジニアリング 株式会社 HAB&Co. 株式会社 bright vie

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 連結の基礎

当社グループの連結計算書類には、すべての子会社を含めており、子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の計算書類は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含め

ております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の計算書類に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現取引は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

② 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

なお、共通支配下における企業結合、すなわち、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合については、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。

③ 金融商品

イ. 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をとともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

す。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したもののについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

取引の相手方が債務を完全に支払う見込みがない場合、当該金融資産は債務不履行の状態にあるとみなしております。取引先が債務不履行に陥っているかの判定においては、契約上の支払いの期日経過が180日超である場合に、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著

しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額及び戻入額は、純損益で認識しております。

□. 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

④ 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

⑤ 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び附属設備 5～15年
- ・機械装置及び運搬具 6～17年
- ・工具、器具及び備品 2～13年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑥ のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「② 企業結合」に記載しております。

のれんは、企業結合によるシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位に配分し、のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦ 無形資産

無形資産の認識後の測定は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示されております。

す。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3～5年
- ・顧客関連資産 20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑧ リース

契約締結時に、その契約がリースであるか否か又はその契約にリースが含まれているか否かを契約の実質を基に判断しております。契約がリースであるか又はリースが含まれていると判断された場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。

リース負債はリース開始日より認識し、リースの計算利率が容易に算定できない場合には、残存リース料を借手の追加借入利率を用いて算定した割引現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減し、リースの条件変更等に伴って必要に応じて再測定しております。また、リース期間については、リースの解約不能期間にリース期間を延長するオプション（当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）及び解約オプション（当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）を考慮し決定しております。

使用权資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得価額には、リース開始日におけるリース負債の当初測定額に前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。また、使用权資産にかかる減価償却費は、リース期間にわたり定額法により算定しております。リース期間は、リースの延長・解約オプションの行使の可能性に影響を与えるような重大な事象又は状況の変化が生じたとき等に見直しを行い、変更がある場合にはリース負債を再測定し、原則として使用权資産の金額を調整しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

使用权資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、連結財政状態計算書において「有形固定資産」に表示しております。

⑨ 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い

方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。のれんの資金生成単位への配分については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、事業セグメントの範囲内となっております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

⑩ 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

⑪ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。

当社グループの引当金には、資産除去債務が含まれております。当該引当金は賃借建物に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務として認識

しております。

⑫ 収益

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、主な収益を以下のとおり認識しております。

(i) 一時点で移転される財又はサービス

当社グループは、紹介した候補者の入社をもって、顧客から紹介料を得ております。人材紹介サービスに係る収益は、顧客への入社時点で認識しております。

(ii) 一定期間にわたり移転するサービス

当社グループは、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

⑬ 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、配当を受取る権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として支払利息、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

⑭ 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られたときに公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関連する場合は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間にわたって、規則的に収益として認識しております。

⑮ 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

⑯ 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

⑰ 売却目的で保有する資産

非流動資産（又は処分グループ）の帳簿価額が、継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合には、当該非流動資産（又は処分グループ）を売却目的保有に分類しております。売却目的保有へ分類するためには、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却が可能なることを条件としており、当社グル

ープの経営者が当該資産の売却計画の実行を確約し、1年以内で売却が完了する予定である場合に限られております。

売却目的保有に分類された非流動資産（又は処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された後は減価償却又は償却を行っておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 52,009百万円

(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんについては、のれんを配分した資金生成単位の回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

減損テストは、のれんを配分した資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その回収可能価額まで帳簿価額を減額し、減損損失を認識することとなります。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。

使用価値算定の基礎となる事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りにおける成長率、営業利益率、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、のれんに係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、2024年12月31日に終了した1年間において強制適用となっている基準書及び解釈指針を適用しております。これによる当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金 128百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,778百万円

(3) 貸出コミットメント

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントにかかる借入未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,000百万円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 100,000,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	1,000	資本剰余金	10.00	2024年 9月30日	2024年 11月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,100	利益剰余金	11.00	2024年 12月31日	2025年 3月31日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。なお、当社グループが保有する資本性金融商品は、主に非上場株式であり、株式市場リスクに晒されている資本性金融商品の残高は僅少であることから、株式市場リスクの影響は軽微であります。

① 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、主に営業債権について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。なお、当社グループは、特定の相手先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

なお、営業債権以外の債権については、信用度の高い相手先に限定して取引を行っているため、取引先の不履行から生じる信用リスクはほとんどないと判断しております。

敷金保証金は、土地及び建物の所有者に対してその土地及び建物を賃借するために差し入れた敷金保証金であり、土地及び建物の賃貸借期間終了時において再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期にわたります。そのため当社グループは、土地及び建物の所有者の信用状況の悪化や経営破たんにより、敷金保証金が回収不能となる信用リスクに晒されております。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものではありません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権、未払金）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（敷金保証金）

敷金保証金については、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しております。すべての重要なインプットが観察可能であるためレベル2に分類しております。

（長期借入金）

長期借入金については、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務額に信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

（出資金）

出資金の公正価値については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法により算定しております。

② 償却原価で測定される金融商品

連結財政状態計算書において公正価値で測定しないものの、公正価値の開示が要求される資産及び負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産		
敷金保証金	902	902
合計	902	902
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金（注）	27,765	27,765
合計	27,765	27,765

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

③ 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
出資金	—	—	1,457	1,457
合計	—	—	1,457	1,457

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経理責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経理責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類された金融商品の評価技法及びインプットは以下のとおりであります。

・出資金

出資金の主な内容は、航空機のリース事業を目的とする匿名組合への出資であります。出資金の公正価値は、投資先の事業計画を基に、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により測定しております。なお、事業計画に織り込まれている事項としては、リース収入、航空機の売却価額、支払利息等であり、市場の動向や為替等によってこれらの金額が変動し、公正価値に影響を及ぼす可能性があります。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定における重要な観察可能でないインプットは収益率であり、平均収益率は6.12%を用いて公正価値を測定しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、医療福祉・建設業界を中心とした、単一セグメントの人材サービス業を展開しております。

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	人材サービス業
一時点で移転される財又はサービス	31,285
一定期間にわたり移転するサービス	25,830
顧客との契約から生じる収益	57,116
外部顧客への売上高	57,116

一時点で移転される財又はサービスについては、紹介した候補者の入社をもって、顧客から紹介料を得ております。顧客への入社時に履行義務が充足されたと判断しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。また、当社グループは、退職等により勤務期間が一定期間に満たなかった場合には、顧客から受領した対価の一部を返金する義務を有しているため、当該金額を返金負債として認識しております。なお、返金負債は、「その他の流動負債」に計上しております。

一定期間にわたり移転するサービスについては、派遣社員の派遣期間における稼働実績の検収時点で履行義務が充足されたと判断しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

(2) 契約残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	4,088	4,360
契約負債	997	1,000

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は907百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

契約負債は顧客からの前受金に関連するものであります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 278円45銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 29円17銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							新 予 約	株 権	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	10	0	15,753	15,754	△233	△233	15,530	32	15,562	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立て		2	△2	-			-		-	
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△1,000	△1,000			△1,000		△1,000	
当 期 純 利 益					3,779	3,779	3,779		3,779	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△32	△32	
当 期 変 動 額 合 計	-	2	△1,002	△1,000	3,779	3,779	2,779	△32	2,747	
当 期 末 残 高	10	2	14,751	14,754	3,546	3,546	18,310	-	18,310	

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	5年～15年
工具、器具及び備品	2年～10年

(b) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェア	5年
のれん	20年

(c) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

事業持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、マーケティング受託手数料、システム利用手数料、受取配当金であります。経営指導料、マーケティング受託手数料及びシステム利用手数料は、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務が充足された時点で収益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) のれんの評価

(a) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 25,793百万円

(b) 見積りの内容に関する理解に資する情報

株式会社トライト（旧トライト）の株式を取得し、同社を吸収合併した際に発生したものであります。

当社は、のれんが帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれんについて、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

(a) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式（非上場株式） 23,818百万円

関係会社株式には、株式会社トライトエンジニアリングの株式20,935百万円が含まれております。

(b) 見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式（非上場株式）については、市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。このうち、株式会社トライトエンジニアリングの株式は超過収益力を加味した価格で取得しております。

超過収益力等を加味した価格で取得した関係会社株式については、減損処理の要否を検討するに当たり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較し、超過収益力等の低下が認められるものについて減損処理を行うこととしております。

関係会社株式の評価は、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うものであり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 324百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,155百万円

長期金銭債権 229百万円

短期金銭債務 35百万円

長期金銭債務 3,936百万円

(3) 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントにかかる借入未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 3,000百万円

借入実行残高 -百万円

差引額 3,000百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 24,120百万円

売上原価・販売費及び一般管理費 434百万円

営業外収益 3百万円

営業外費用 90百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	46百万円
賞与引当金	34百万円
未払費用	14百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	96百万円
評価性引当金	－百万円
繰延税金資産合計	96百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社トライトキャリア	所有 直接 100.0%	業務受託 資金の借入 役員の兼任 配当金の受取	広告宣伝等業務の受託 (注) 1	18,266	売掛金	1,942
				配当金の受取 (注) 2	3,362	－	－
				資金の借入	2,800	長期借入金	3,313
				利息の支払 (注) 3	71	未払利息	0
子会社	株式会社トライトエンジニアリング	所有 直接 100.0%	業務受託 資金の借入 役員の兼任 配当金の受取	広告宣伝等業務の受託 (注) 1	1,537	売掛金	186
				配当金の受取 (注) 2	933	－	－
				資金の借入	500	長期借入金	623
				利息の支払 (注) 3	18	未払利息	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 広告宣伝等業務の受託は、実績に応じた一般的取引条件を勘案して決定しております。
2. 配当金の受取については、子会社の業績及び内部留保等を勘案し協議の上、決定しております。
3. 利率については、市中金利及び信用リスクを勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	183円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円80銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。